

青森県報

第千三十三号

令和八年
二月二十五日
(水曜日)

目次

告 示

- 広域連合の規約の変更……………(市町村課) ……一
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(市町村課) ……一
- 建設業者の許可の取消し……………(中南県土整備事務所) ……二
- 同……………(同) ……二
- 同……………(三八県土整備事務所) ……二
- 同……………(西北県土整備事務所) ……三
- 同……………(同) ……三
- 同……………(上北県土整備事務所) ……三
- 同……………(同) ……四

出先機関

- 土地改良区の役員の内任……………(東青農林水産事務所) ……四
- 同……………(同) ……四
- 同……………(西北農林水産事務所) ……四

正 誤

告 示

青森県告示第八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、つがる西北五広域連合の規約の変更を令和八年一月二十八日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

令和八年二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第八十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 届 出 事 項 | 指定漁船調書の縦覧 |
|--------------------|---------------------------|
| 加入区 の名称 | 期 間 |
| 佐井 | 場 所 |
| 下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇の七 | 令和八年二月二十五日から 同年三月十一日まで |
| 下北郡佐井村大字佐井字大佐井二四 | 佐井村漁業 協同組合 |
| 下北郡佐井村大字佐井字糠森六の一 | |

○令和六年七月十日定例告示中……………(高齢福祉課) ……五

横浜 芳彦

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社東奥ガス圧接
- 二 代表者の氏名 布施博之
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字東城北一丁目五の二七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第九七七七号
- 五 取消年月日 令和七年十二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和七年十二月十一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社あさひほうむ
- 二 代表者の氏名 葛西真太郎
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字早稲田二丁目二の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第一一三七六号
- 五 取消年月日 令和七年十二月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和七年十二月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社西館板金
- 二 代表者の氏名 西館進
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字沖田面字久保一五二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第三〇〇〇五二号
- 五 取消年月日 令和七年十二月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防

水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年十一月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社佐藤電設

二 代表者の氏名 佐藤哲雄

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字小泊字小泊三一の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一五四五五号

五 取消年月日 令和七年十二月五日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社三橋塗装

二 代表者の氏名 三橋義道

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字常海橋字駒田二〇七

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第四〇〇〇七七号

五 取消年月日 令和七年十二月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年十一月十四日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 青い森総合建設株式会社

二 代表者の氏名 長嶺秀平

三 主たる営業所の所在地 三沢市南山一丁目一二九の四

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第三〇〇七〇六号

五 取消年月日 令和七年十二月八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社東部環境建設
- 二 代表者の氏名 橋本厚子
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館五七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一五）第五〇〇二四四号
- 五 取消年月日 令和七年十二月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和七年十二月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、青森第二北部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年二月二十五日

青森県東青農林水産事務所長 内 山 真 人

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 退任の 年 月 日 |
|-------------------|--------|----------------|--------------------|
| 理 事 | 葛西 透 | 青森市大字小橋字田川四六の一 | 令和八・一・六 |

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、奥内土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年二月二十五日

青森県東青農林水産事務所長 内 山 真 人

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 退任の 年 月 日 |
|-------------------|--------|--------------|--------------------|
| 監 事 | 名古屋 昭 | 青森市大字前田字中野一六 | 令和八・一・八 |

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年二月二十五日

青森県西北農林水産事務所長 豊 澤 順 造

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 退任の 年 月 日 |
|-------------------|--------|--------|--------------------|
| | | | |

| | | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------|
| 令和六 七八五号 | | | | 発行年 月日 |
| 告示 | | | | 区分 |
| 第三九一 号 | | | | 番 号 |
| 一 | | | | ペー ジ |
| 下 | | | | 段 |
| 表中 | | | | 行 |
| 〇二一 五〇〇 一八九 | 〇二一 五〇〇 一八八 | 〇二一 五〇〇 一八七 | 〇二一 五〇〇 一八六 | 誤 |
| 〇二一 五〇〇 一九二 | 〇二一 五〇〇 一九一 | 〇二一 五〇〇 一九〇 | 〇二一 五〇〇 一八九 | 正 |

高齢福祉保険課

理事

工藤 長敏

つがる市牛潟町大田光七

令和八・一・二五

正

誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭